

MC法人力カード

会員規約

会員規約をよくお読みになってご納得のうえ、
カードをご利用ください。

一般条項

第1条（会員とカード利用者）

- 法人会員（以下「会員」といいます。）とは、本規約を承認の上、株式会社宮崎信販（以下「当社」といいます。）が運営するクレジットカード取引システムに入会を申し込み、当社が入会を承認した法人、社団、財団、若しくはその他の団体、又は個人事業主をいいます。尚、当社が承認した日を契約締結日とします。
- カード利用者とは、会員が予めクレジットカード（以下「カード」といいます。）の使用者として、本規約承認の上、入会申込書に自署させた上で、当社にカードの発行を申し込み、当社が認めた方をいいます。
- カード利用者のカード利用による一切の行為は会員の責任になります。又、会員は当社所定の方法によりカード利用者のカード利用を停止する旨を当社に届出ることができます。
- 当社は、入会を申し込む会員、連帯保証人、及びカード利用者が次の各号の何れかの事由に該当する場合は入会をお断りします。
(1)暴力団・暴力団員・暴力団関係企業及びその団体に所属する者、又はその関係者。(2)反社会的勢力であることが判明したとき。

第2条（連帯責任）

- 連帯保証人は、会員と連帯してカードの利用による責任を極度額の範囲内で負うものとします。
- カード利用者は、自己に貸与されたカードの利用にかかる債務の調査について協力する義務を負うものとします。

第3条（カードの発行と管理、規約の承認）

- 当社は、会員及びカード利用者に対して、カード利用者1名ごとにカードを発行し、貸与します。カードの所有権は当社にあり、会員、及びカード利用者には善良なる管理者の注意をもって、カードを利用、保管管理しなければなりません。
- 会員及びカード利用者は、当社よりカードを貸与されたときは、本規約承認の上、直ちにその署名欄にカード利用者自身の署名をするものとします。尚、カード署名欄に署名がなされていない場合は、カードはご利用いただけません。会員、及びカード利用者が本規約を承認しない場合には、利用開始前に直ちにカードを切断した上で当社に返却するものとします。
- カードは、カードの表面にカード利用者名が印字された本人に限り利用でき、カード上に表示された名義人以外の者（以下「他人」といいます。）に、譲渡、貸与、又は担保に提供するなど、カードの占有を第三者に移転することは一切できません。尚、当社が必要と認めてカードの返却を請求したときは、会員、及びカード

利用者はこれに応じるものとします。

4. 会員、及びカード利用者は、会員番号、及びカードの有効期限についての情報を本人によるクレジットカード取引システムの利用以外に他人に使用させることはできません。
5. 各項の何れかに違反してカードが利用された場合、その為に生ずる一切の支払いについては、すべて会員、及びカード利用者の責任となります。

第4条（カードの有効期限）

1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード表面に西暦で月年の順に記載したその月の末日までとします。
2. 当社が引き続き会員、及びカード利用者として適当と認める場合は、当社所定の時期に有効期限を更新した新しいカードと会員規約を送付します。但し、当社が必要と認め、会員、及びカード利用者に通知したときはカードの有効期限を繰上げができるものとします。
3. 会員、及びカード利用者は、新しいカードの送付を受けたときは、当社が特に指示した場合を除き、従前のカードは、直ちに会員、及びカード利用者の責任において旧カードのICチップ部分、及び磁気ストライプ部分を切断の上、使用不能の状態にして処分しなければなりません。尚、カードの有効期限内におけるカード利用によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。
4. 連帯保証人は、本契約を更新、又は更改した場合も、引き続き極度額の範囲内で債務を負うことをあらかじめ承諾します。

第5条（年会費）

会員は、当社に対し、所定の時期に所定の年会費（消費税を含むものとし、カード利用者の年会費も含みます。）を支払うものとします。支払済年会費は脱会、又は会員資格の取消となった場合においても返還しないものとします。又、年会費が当該時期に支払われなかった場合には、当社は、翌月以降に年会費の支払いを請求することがあります。

第6条（暗証番号）

1. 当社は会員、及びカード利用者より申出のあったカード暗証番号を所定の方法により登録するものとします。会員、及びカード利用者は、暗証番号が本人確認用の番号であることを認識し「0000」などの同一番号、及び生年月日、電話番号、自宅住所等から推測される番号以外の数字を指定し登録するものとします。但し、会員、及びカード利用者からの申出がない場合、又は会員、及びカード利用者の指定した暗証番号が、当社が暗証番号として不適切と判断した場合は、改めて会員、及びカード利用者へ暗証番号の登録、又は変更の通知を行うものとします。
2. カード利用の際、登録された暗証番号が他人により使用された場合、その為に生じた損害については会員、及びカード利用者の責任となります。但し、カード管理、及び登録された暗証番号の管理において会員、及びカード利用者に責任がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。尚、会員、及びカード利用者が本項に違反したことに基づいて当社、又はその他の第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任については当該会員、及びカード

利用者自身が負担するものとします。

第7条（カードの利用可能枠）

1. カードショッピング利用代金（日本国内、国外でのカード利用による商品、権利の購入、役務の受領、通信販売、諸手数料などの利用代金を含みます。）の未決済合計金額は、会員、及びカード利用者毎に当社が定めた金額以内とし、この金額を「ショッピング利用可能枠」とします。
2. ショッピング利用可能枠は、会員、及びカード利用者から増額の希望があった場合は当社所定の審査の上、増額する事ができます。又、当社が必要と認めた場合は、減額する事ができるものとします。
3. 会員、及びカード利用者は当社が承認した場合を除き、利用可能枠を超えてカードを使用してはならないものとします。又、当社の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを使用した場合は、利用可能枠を超えた金額を一括して直ちにお支払いいただきます。

第8条（カードの機能）

会員、及びカード利用者はカードを利用して、当社と契約している加盟店、当社が提携したクレジットカード会社、又は組織と契約している加盟店で商品・権利の購入とサービスの提供を受けること（以下「カードショッピング」といいます。）ができます。

この他、会員、及びカード利用者は次条に定める付帯サービスを利用することができます。

第9条（付帯サービス）

1. 会員、及びカード利用者は、カードに付帯したサービス・特典（以下「付帯サービス」といいます。）を利用することができ、会員、及びカード利用者が利用できる付帯サービス、及びその内容については、当社から会員、及びカード利用者に対し別途通知するものとします。尚、会員、及びカード利用者は付帯サービスの利用などに関する規約などがある場合は、それに従うものとします。
2. 会員、及びカード利用者は、付帯サービスについて次のことを予め承知するものとします。
(1)付帯サービスについて、会員、及びカード利用者への予告、又は通知なしに変更若しくは中止される場合があること。(2)会員、及びカード利用者が第18条第1項各号の何れかに該当した場合付帯サービスの利用が制限されること。

第10条（カードご利用代金明細書（請求書）・残高承認）

1. 当社は、会員に対しカード利用によるカードショッピングの利用代金、及び手数料（以下「カードショッピングの支払金」といいます。）を請求するときは、予めカードご利用代金明細書（以下「請求書」といいます。）を会員の届出住所宛へ封書の郵送による方法にて通知します。又、年会費のみの請求の場合は請求書を発行しないことがあります。
2. 会員が前項の請求書を受け取った後、1週間以内に異議の申立をしなかったときは、残高その他当該請求書記載の内容を承認したものとみなされても意義がないものとします。

第11条（お支払い）

カードショッピングの支払金、及びその他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務（以下これらを総称して「カード利用による

支払金等」といいます。)は、会員が予め約定した当社の指定する金融機関の預金口座から口座振替の方法によりお支払いいただきます。但し、支払期日に万一口座振替ができない場合、又は事務上の都合により別途当社の定める方法にてお支払いいただく場合は、当社の支払期日以外の日にお支払いいただく場合があります。又、金融機関の口座から口座振替の方法によりお支払いいただく場合において、本規約に基づく債務の支払に係る口座と当社に対する他の債務の支払いに係る口座が同一のときは、当社は、これら債務を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をすることがあります。

第12条(日割計算の場合の方法)

カードショッピングの支払金において日割による計算をするときは、当該年率を基礎として、1年を365日(閏年は366日)とする日割計算を行います。

第13条(支払金などの充当順序)

会員は、お支払いいただいた金額が本規約、及びその他の契約に基づき、当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、通知なくして、当社が適当と認める順序、方法により何れかの債務に充当しても異議ないものとします。

第14条(費用の負担)

1. 印紙代、公正証書作成費用など弁済契約締結に要する費用、並びに支払督促申立費用、送達費用など法的措置に要する費用は、退会後といえどもすべて会員の負担とします。但し、法令において利息とみなされる費用については、これを負担することにより法令に定める上限を超える場合は、その超過分については会員の負担としません。
2. 会員が当社指定の口座に振込みする方法で支払金などを支払うときは、振込みに関する手数料は会員が負担するものとします。
3. 年会費、カード再発行手数料など、会員が当社に支払う費用などに公租公課(消費税などを含みます。)が課せられる場合、又は公租公課が増額される場合は、会員は当該公租公課相当額、又は当該増額を負担するものとします。

第15条(カードの紛失・盗難・偽造など)

1. 会員、及びカード利用者が、万一张りを紛失し、又は盗難にあったときは、速やかに当社窓口に連絡の上、最寄の警察署、又は交番にその旨を届けるとともに、当社所定の届出書を当社宛に提出するものとします。
2. カードの紛失、盗難や第3条に違反して、他人にカードを使用させ、又、使用された場合には、その使用代金は、署名の有無に係らず会員の負担とします。
3. 第1項の紛失、盗難届が出された場合には、会員、及びカード利用者は前項に係らず、他人によるカードの使用により発生した損害について、次の各号の何れかにも該当しない限り免責されるものとします。
 - (1)会員、又はカード利用者の故意、又は重大な過失によって生じた場合
 - (2)会員、又はカード利用者の家族、同居人、留守人など、会員、又はカード利用者の関係者によって使用された場合
 - (3)第3条第2項のカード署名欄に自署がない場合など、本規約に違反している状況において、紛失や盗難が生じた場合
 - (4)戦争、地震など、

- 著しい社会秩序の混乱の際に紛失や盗難が生じた場合(5)第1項の通知を当社が受理した日の61日以前に生じた損害の場合(6)カード利用の際、登録された暗証番号が使用された場合(7)会員、又はカード利用者が当社の請求する書類を提出しなかった場合、又は提出した書類に不正の表示をした場合(8)会員、又はカード利用者がカードの紛失、盗難に関する事実、被害状況の調査の協力、又は損害防止軽減の為の努力をしなかった場合(9)その他、会員、又はカード利用者が当社の指示に従わなかった場合
4. カードは紛失、盗難、毀損、滅失等で当社が認めた場合に限り再発行いたします。尚、この場合、当社所定の再発行手数料（カード利用者の紛失の場合は、カード利用者のカードの再発行手数料を含みます。）を会員に負担していただきます。
 5. 当社は、当社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号を変更の上、カードを再発行することができるものとし、会員、及びカード利用者は予めこれを承諾するものとします。
 6. 偽造カードの使用に係るカード利用代金については、会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員、及びカード利用者は被害状況の調査等に協力するものとします。但し、偽造カードの作出、又は使用について会員、又はカード利用者に故意、又は過失があるときは、その偽造カードの利用代金について会員が支払いの責を負うものとします。

第16条（期限の利益の喪失）

1. 会員が次の各号の何れかの事由に該当したときは当然に期限の利益を失い、当該未払債務の全額を直ちに支払うものとします。
(1)営業の為に、若しくは営業としての契約を除く取引で、会員が2回払い、ボーナス一括払い、分割払い、又はボーナス併用払い、リボルビング払いの支払いを延滞し、当社から20日以上の相当な期間を定めて書面で催告を受けたにも関わらずその期限までに支払いがなかったとき。(2)支払期日にカード利用による支払金などの支払いを1回でも遅滞したとき。(3)会員が自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止になったとき。(4)会員が差押、仮差押、保全差押、仮処分（但し、信用に関しないものを除く。）の申立、又は滞納処分を受けたとき。(5)会員が破産、民事再生、会社整理、特別清算、会社更生の申立を受けたとき、又は自らこれらの申立をしたとき。(6)会員の経営する法人・団体・個人事業所につき、破産、特別清算、会社更生、民事再生の申立、又は解散、その他の営業の廃止があったとき。
2. 会員、又はカード利用者が次の各号何れかの事由に該当したときは、会員は、当社からの請求により本規約に基づく支払い債務について当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
(1)会員、又はカード利用者がカードを他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供などし、又は商品を質入れ、譲渡、賃貸などし、当社のカードの所有権、又は商品の所有権を侵害する行為をしたとき。
(2)会員について債務整理の為の和解、調停などの申立があったとき、又は債務整理の為弁護士などに依頼した旨の通知が当社に到達したとき。(3)会員が当社に通知しないで住所を変更し、当社に

とて所在が不明となったとき。(4)当社からの書面による通知が申込書上の住所(住所変更届がなされた場合は当該変更後の住所)宛に発送されたにも係らず、転居先不明、宛所に尋ねあたらず、受取拒否の理由で通知が到達しなかったときで当該通知発送の日より25日間経過したとき。(但し、通知が到達しなかったことにつき正当な理由があり、通知の名宛人がこれを証明したときを除きます。)(5)会員、又はカード利用者の入会申込に際して、虚偽の申告があったとき。(6)本規約以外の当社に対する金銭の支払債務を怠るなど、会員の信用状態が著しく悪化したとき。(7)その他、会員、又はカード利用者が本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。(8)会員の信用状態が著しく悪化したとき。

第17条(履行の請求に関する絶対効特約)

会員は、当社が連帯保証人の一人に対して行った履行の請求は、会員に対しても、その効力が生ずるものとすることに合意します。

第18条(カードの使用停止と返却)

1. 会員、又はカード利用者が次の各号の何れかに該当した場合、当社は会員、及びカード利用者に対して何ら通知、催促することなく会員、及びカード利用者が保有している当社のすべてのカードに対してカード利用停止、利用可能枠の変更等の処置をとることがあります。これらの処置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。
(1)会員、又はカード利用者が入会時に虚偽の申告をしたことが判明した場合(2)会員がカード利用による支払金等当社に対する債務の履行を怠った場合(3)会員の信用状態に重大な変化が生じたと当社が判断した場合(4)会員、又はカード利用者が本規約の何れかに違反した場合(5)その他当社が会員として不適格と判断した場合(6)換金目的による商品購入等カード利用状況が適当でない、又は不審であると当社が判断した場合(7)会員、又はカード利用者が現金化を目的として商品・サービスの購入にショッピング利用可能枠を利用した場合(8)会員、又はカード利用者が暴力団等反社会的勢力であると判明した場合(9)会員、又はカード利用者がカード利用に関し、当社に対し脅迫的な言動、又は暴力を用いた場合(10)会員、又はカード利用者が当社に対し風説を流布・偽計、又は威力をもって当社の信頼を毀損した場合(11)会員、又はカード利用者が当社の業務を妨害した場合

2. 会員、及びカード利用者は、前項各号の何れかに該当した場合で、当社、又は加盟店からカードの返却を求められた時は、直ちに応じるものとします。
3. 当社は、第1項何れかに該当しない場合でも、会員、又はカード利用者のカード利用が本規約に違反する場合、違反する恐れがある場合、その他不審な場合などにはカードの利用を断ることができるものとします。
4. 悪用被害を回避する為に、当社が必要と認めた場合、会員、及びカード利用者はカードの差し替えに協力するものとします。

第19条(会員資格の喪失)

1. 当社は、会員、及びカード利用者が第16条及び第18条第1項の何れかに該当したときは、会員資格を喪失させることができるも

のとします。この場合、会員、及びカード利用者は当社に対して直ちにカードの返却を行うものとします。

2. 当社が会員、及びカード利用者に有効期限を更新した新しいカードを発行しないでカードの有効期限が経過したときは、会員資格を喪失したものとします。
3. 会員は、会員資格の喪失後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等について、本規約に基づきその支払いの責めを負うものとします。
4. 連帯保証人は、会員資格の喪失後も、そのカードに関して生じたカードの利用代金等について、本規約に基づき極度額の範囲内でその支払いの責めを負うものとします。

第20条（脱会）

1. 会員は、自己の都合により脱会するときは、当社宛所定の脱会届を提出する等の方法により脱会することができます。この場合、当社の脱会手続きの完了をもって脱会したものとします。
2. 会員が脱会した場合、カード利用者も当然に脱会になるものとします。
3. カード利用者が自らカード利用者資格を辞する場合は、会員の了承を得た上で当社所定の方法により取引担当者を通じて当社に届出るものとします。
4. 会員は、当社、又はサービス提携先が提供する付帯サービスについて、脱会した時点で利用できなくなることを予め承諾するものとします。
5. 第1項、第2項の場合、直ちに当該カード及び当該カードに付帯するカード（ETCカードなど）を当社へ返却していただきか、カードのICチップ部分、及び磁気ストライプ部分を切断の上、破棄していただきます。
6. 会員は、脱会した後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金などについて、本規約に基づきその支払いの責めを負うものとします。

第21条（届出事項の変更）

1. 会員は、当社に届出た商号、代表者、印鑑、住所、連絡先、指定預金口座等について変更があった場合、又はカード利用者の指定を変更するときは、速やかに当社に通知するとともに、当社所定の届出書、又は当社の定める方法により届出るものとし、当社所定の手続きの完了をもって変更したものとします。
2. 会員は、前項の住所・商号の変更通知を怠った場合、当社からの通知、又は送付書類等が延着、又は不到着となつても、当社が通常到達すべき日に到着したものとみなすことに異議ないものとします。但し、前項の住所・商号などの変更の届出を行わなかつたことについて会員にやむを得ない事情があり、会員がこれを証明したときは、この限りではないものとします。
3. 当社が会員宛に発送した通知が、会員不在の為郵便局に留置されたときは、留置期間満了時に、又受領を拒絶したときは、受領拒絶時に、会員に到達したものとみなします。但し、会員にやむを得ない事情があり、会員がこれを証明したときはこの限りではないものとします。
4. 会員と当社との間で本規約以外の契約がある場合において、会員

が商号・住所・代表者等の変更を、本規約以外の契約について届出をした場合には、会員と当社との間の全ての契約について、変更の届出をしたものとみなすことがあります。

5. 第1項、及び前項のほか、当社は、適法且つ適正な方法により取得した個人情報、その他の情報により届出事項に変更があると合理的に判断した場合、当該変更内容に係る届出があったものとして取扱うことがあります。尚、会員は、当該取扱いについて異議ないものとします。

第22条（登記事項証明書・住民票などの取得の承諾）

会員、及び連帯保証人は、本申込に係る審査の為、若しくは途上与信管理に係る審査の為、若しくは債権管理の為に、当社が必要と認めた場合には、登記事項証明書・住民票・決算書・所得証明・源泉徴収票等を当社が取得し利用することを予め承諾するものとします。

第23条（決算書等の提出）

会員は、当社から決算書・源泉徴収票等の収入、又は収益、その他資力を明らかにする書面（以下「決算書等」といいます。）の提供を求められることに関して、予め以下の内容について承諾するものとします。

(1)会員は、決算書等の提出を求められたときは、これに協力すること。(2)提出された決算書等の内容を当社が確認すること、及び返済能力の調査に使用すること。(3)提出された決算書等は会員に返却できないこと。(4)決算書等の提出にご協力いただけないとき、あるいは決算書等の提出に協力しても当該書面の内容、及び返済能力の調査結果によっては、カード利用停止、又は利用可能枠の変更を行う場合があること。

第24条（犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認の承諾）

会員、及び代表者、又は取引担当者は、申込みの際、当社から「犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」といいます。）」に基づき取引時確認を求められることに関して、予め以下の内容について承諾するものとします。

(1)会員、及び代表者、又は取引担当者は、運転免許証等の公的証明書（以下「証明書」といいます。）、又はその写しの提示・提出を求められた時は、これに協力すること。(2)当該証明書の内容を当社が確認すること、及びその証明書に基づき本人確認に関する記録簿を作成すること。(3)当社と取引時確認に関する契約を締結した関連企業、及び提携企業に対して前号の情報を本人確認の為に提供する場合があること。(4)当社は、犯罪収益移転防止法に基づき当社と提携する金融機関、郵政官署、提携企業に対して本人確認業務を委託する場合があること。(5)会員、及び代表者、又は取引担当者から提出された証明書の写しは、犯罪収益移転防止法の定めにより返却できないこと。(6)犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認が当社所定の期間内に完了しない場合は、入会をお断りする場合があること。

第25条（カード利用代金債権の譲渡などの承諾）

会員、及び連帯保証人は、当社が必要と認めた場合、当社が会員に対して有する債権を、取引金融機関（その関連会社を含みます。）・特定目的会社・債権管理会社等に譲渡すること、並びに当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、及びこれらに伴い、債権管理に

必要な情報を取得・提供することにつき、予め承諾するものとします。

第 26 条 (規約の変更)

当社は、本規約を変更する場合は、当社から予め会員に変更内容を通知（電磁的方法による通知を含みます。）、又は告知します。その後に、会員、又はカード利用者がカードを利用したときは、会員が変更事項、又は新会員規約を承認したものとします。

第 27 条 (合意管轄裁判所)

本規約について紛争が生じた場合、訴額の如何に係らず、会員の住所地・購入地、又は契約地、及び当社を管轄する簡易裁判所、又は地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第 28 条 (外国為替、及び外国貿易管理に関する諸法令などの適用)

1. 日本国外でカードを利用する場合、その他当社が指定する場合、及び現在、又は将来適用される諸法令、諸規則等により許可書、証明書、その他の書類を必要とする場合は、当社の要求に応じこれを提出し、又これらの諸法令の定めるところに従い日本国外でのカード利用の制限あるいは停止に応じていただくことがあります。
2. 当社は、当社の指定する国におけるカードの利用をいつでも中止、又は停止することができます。

第 29 条 (準拠法)

本規約の有効性、解釈、履行の全ての事項については、外国為替、及び外国貿易法等を含め日本法に準拠するものとします。

第 30 条 (日本国外の利用代金の円への換算)

会員、及びカード利用者の日本国外におけるカードの利用は、所定の売上票、又は伝票記載の外貨額を株式会社ジェーシービー、（以下、「JCB」といいます。）、又はVisa Worldwide Pte.Ltd.、（以下、「Visa」といいます。）の決済センターで当社と提携するクレジットカード会社が立替した時点のJCB、又はVisaの指定する決済レートに日本国外の利用に伴う事務処理手数料を加算した換算レートを円貨に換算の上、日本国内におけるカードショッピングの支払い金と同様の方法でお支払いいただきます。

第 31 条 (財産状況等の情報提供)

1. 会員は、本件に係る保証について連帯保証人に委託するにあたり、連帯保証人に対して次の各号の事項に関する情報を提供を受けたことにつき、当社に対して表明し、保証します。
(1)財産状況、及び収支の状況(2)被保証債務以外に負担している債務の有無、並びにその額、及び履行状況(3)被保証債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときはその旨、及びその内容
2. 会員、及び連帯保証人は、前項の自らの表明が真実でない場合には、当社の請求に応じて、直ちに当社に対する一切の債務を履行するとともに、当社に生じた損害を賠償します。
3. 会員は、会員が連帯保証人に対して提供した第1項各号の情報が真実且つ正確であり且つ不足がないことを表明し、これを保証します。
4. 会員は、前項の表明が真実ではない場合は、当社の請求に応じて、直ちに当社に対する一切の債務を履行するとともに、当社に生じた損害を賠償します。

第32条（反社会的勢力の排除について）

- 会員、連帯保証人、及びカード利用者は、現在、次の何れにも該当しないこと、且つ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
①暴力団②暴力団員、及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者③暴力団準構成員④暴力団関係企業⑤総会屋等⑥社会運動等標ぼうゴロ⑦特殊知能暴力集団等⑧前各号の共生者⑨その他各号に準ずる者
- 会員、連帯保証人、及びカード利用者は、自ら、又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為④風説を流布し偽計を用い、又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為⑤その他各号に準ずる行為
- 会員、連帯保証人、及びカード利用者が第1項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は会員に対して、当該事項に関する報告を求める事ができるものとし、当社から報告を求められた場合、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。
- 会員、連帯保証人、及びカード利用者が第1項若しくは第2項に違反している疑いがあると認めた場合には、クレジットカードの入会申込を謝絶、又は本規約に基づくクレジットカードの利用を一時的に停止することができるものとします。クレジットカードの利用を一時停止した場合には、当社が利用再開を認めるまでの間、クレジットカード利用を行うことができないものとします。
- 会員、連帯保証人、及びカード利用者が第1項若しくは第2項の何れかに該当した場合、第1項若しくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合の何れかであって、当社とのクレジットカード会員契約を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、会員は、当然に期限の利益を失うとともに会員資格を喪失し、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
- 前項の規定の適用により、当社に損失、損害、又は費用（以下「損害金」といいます。）が生じた場合には、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。又、会員、連帯保証人、及びカード利用者に損害等が生じた場合にも、当該損害等について当社に請求をしないものとします。
- 第5項の規定に基づき本契約が解除された場合でも、当社に対する未払債務がある時は、それが完済されるまでは本規約の関連条項が適用されるものとします。

カードショッピング条項

第33条（カードショッピングの利用方法）

- カード利用者は、カードを呈示し、所定の売上票等にカードと同一のご自身の署名を行うことによって、物品等の購入、並びにサ

ービスの提供を受けることができます。尚、売上票等への署名に代えて、加盟店に設置されている端末機でカード、及び登録されている暗証番号を操作することにより同様のことが受けることができます。当社と契約している加盟店、及び当社が提携したクレジットカード会社が加盟するJCB、又はVisaに加盟する他のクレジットカード会社・金融機関と契約した日本国内・国外の提携会社の加盟店（以下「加盟店」といいます。）で商品を購入すること、及びサービスの提供を受けることができます。

2. 前項の規定に係らず、通信販売等当社がカードの利用方法を別に定めた場合には、その方法によるものとします。この場合には必ずしもカードの呈示、署名等を要しません。
3. 当社、又は提携クレジットカード会社・加盟店が特に定める利用金額、金券類等の一部の商品・権利・サービスについては、カードショッピングの利用が制限され、又は利用ができない場合があります。又、当社は、インターネット等による海外ギャンブル取引におけるカード利用や換金を目的としたショッピング取引におけるカード利用等、会員、又はカード利用者のカード利用が適当でないと判断した場合には、カードの利用をお断りすることがあります。又、カードの利用に際して、利用金額、商品・権利・サービスの種類によっては、当社の承認が必要となることがあります。この場合、加盟店が当社に対して照会するものとし、会員、及びカード利用者はこれを予め承諾するものとします。
4. 会員、及び連帯保証人は、カードショッピングの利用により生じた加盟店の会員に対する債権の任意な時期、及び方法による譲渡について次の何れかの場合についても予め承諾するものとします。又、債権譲渡について加盟店・クレジットカード会社・金融機関等は会員への通知、又は承諾の請求を省略するものとします。
(1)加盟店が当社に譲渡すること。(2)加盟店が当社と提携したクレジットカード会社・金融機関等に譲渡した債権をさらに当社に譲渡すること。(3)加盟店がJCB、又はVisaに加盟するクレジットカード会社・金融機関等に譲渡した債権をJCB、又はVisaを通じ当社が提携するクレジットカード会社・金融機関等に譲渡し、更に当社に譲渡すること。
5. 会員、及びカード利用者は、前項の加盟店が立替払契約の場合、当社を通じて当社と提携したクレジットカード会社、及びJCB、又はVisaに加盟するクレジットカード会社が、加盟店に対して立替払いすることを委託するものとします。
6. 会員、及びカード利用者は、当社が適当と認める場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段として、会員、又はカード利用者が会員番号等の所定事項を事前に加盟店に登録する方法によりカードショッピングを利用することができます。この場合において、退会、その他の事由による会員資格の喪失、会員番号の変更、その他当該登録内容に変更があったときは、会員、又はカード利用者は、加盟店に通知するものとし、当該通知を怠ったことによる不利益は会員が負担するものとします。但し、加盟店の要請により当該変更情報等を当社が会員、又はカード利用者に代わって加盟店に通知することを、会員、及びカード利用者は予め承諾するものとします。

7. カードショッピングの利用の為にカードが加盟店に呈示され、又はカード情報が通知された際、カードの第三者による不正使用を防止する目的の為に、当該加盟店より確認の依頼を当社が受けた場合、当社において会員、又はカード利用者の会員番号・氏名・自宅住所・電話番号、その他当該カードショッピングの利用者が加盟店に届出た情報と、会員、及びカード利用者が当社に届出ている個人情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があることを、会員は予め承諾するものとします。
8. 当社は、第三者によるカードの不正使用を回避する為、当社が必要と認めた場合、加盟店に対し会員、又はカード利用者のショッピング利用時に本人確認の調査を依頼することがあり、会員、及びカード利用者は調査に協力することを予め承諾するものとします。

第34条（所有権留保に伴う特約）

会員、及びカード利用者は、カード利用により購入した商品の所有権は当社が前条第4項、第5項に定める債権譲渡、又は立替払いしたことにより、加盟店から当社に移転し当該商品に係る債務の完済まで当社に留保されることを予め承諾するとともに次の事項を遵守するものとします。

(1) 善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしないこと。(2)商品の所有権が第三者から侵害される恐れがある場合、速やかにその旨を当社に連絡するとともに、当社が商品を所有していることを主張、証明してその排除に努めること。(3)会員は、第16条により期限の利益を喪失した場合、当社は留保した所有権に基づき商品等を引き取ることができ、その商品等については、当社が決定した相当な価格で本規約に基づく未払債務の支払いに充当することを予め承諾するものとします。尚、不足が生じたときは、会員と当社の間で直ちに精算するものとします。

第35条（カードショッピング利用代金の支払方法）

1. 加盟店でのカードショッピング利用代金の支払方法は次の方法によるものとします。カードショッピング利用代金の支払方法は、1回払い、2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いのうちから会員がカード利用の際に指定した方法によるものとします。又、加盟店、及び商品、又はサービスにより利用できない支払方法があります。①1回払いの場合、利用代金を翌月に一括して支払うものとします。②2回払いの場合、利用代金を翌月と翌々月に2分の1ずつ支払うものとします。但し、分割支払金の単位は100円とし、端数が発生した場合は、初回に算入して支払うものとします。③分割払いの場合、カードショッピングの支払総額は、利用代金に《カードショッピングのご案内（別表）》に記載する分割手数料を加算した金額となります。又、分割支払金はカードショッピングの支払総額を支払回数で除した金額となります。但し、分割支払金の単位は100円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。（但し、加盟店により分割手数料が異なる場合があります。）④ボーナス併用分割払いの場合、ボーナス支払月は、夏は6、7、8月、冬は12、1月とし最初に到来したボーナス月よりお支払いいただきま

す。ボーナス併用回数は、支払回数5、6、10、12回払いのときは2回以内、15、18回払いのときは3回以内、20、24回払いのときは4回以内、30、36回払いのときは6回以内とします。又、ボーナス支払月の加算総額は1回当たりのカード利用代金の50%以内とし、ボーナス併用回数で均等分（但し、ボーナス支払月の加算額は、1,000円単位で均等分割できる金額とします。）し、その金額を均等分割支払金に加算してお支払いいただきます。（但し、加盟店により分割払手数料が異なる場合があり、利用できる期間、金額、選択できるボーナス支払月については、加盟店により制限があります。）⑤ボーナス一括払いの場合、ボーナス支払月は、夏は6、7、8月、冬は12、1月の何れかとし、お取扱期間は当社所定の期間に限らせていただき、ボーナス支払月に一括してお支払いいただきます。（但し、加盟店によっては、利用できる期間、金額、選択できる支払月に制限があります。）⑥リボルビング払いの場合、会員が当社所定の方式(A)元利定額返済方式による支払コース(B)利用時残高スライド元利定額返済方式による支払コース(C)残高スライド元利定額返済方式による支払コースのうちから選択した支払方式とします。尚、リボルビング払いの手数料は、毎月支払期日の翌日から翌月支払期日までのリボルビング利用残高に対して年18.00%の割合の金額とします。但し、利用日から最初に到来する支払期日までの期間は手数料計算の対象としないものとします。(A)元利定額返済方式の弁済金（毎月の支払金で手数料を含みます。）は、予め会員が指定し、当社が認めた支払コース（1万円から10万円までの1万円単位）の金額とします。又、リボルビング払いのご利用残高と手数料の合計金額が支払コースの金額未満の場合はその合計が弁済金となります。尚、手数料が支払コースの金額を超える場合は、手数料の全額をお支払いいただきます。(B)利用時残高スライド元利定額返済方式の弁済金（毎月の支払金で手数料を含みます。）は《カードショッピングのご案内（別表）》に記載のとおり、リボルビング払いの最終利用時の月末のリボルビング利用残高により算定されます。但し、弁済金確定後の利用分に関しては翌月以降の弁済金算定に反映されます。尚、リボルビング払いのご利用残高と手数料の合計額が弁済金未満の場合はその合計が弁済金となります。(C)残高スライド元利定額返済方式の弁済金（毎月の支払金で手数料を含みます。）は《カードショッピングのご案内（別表）》に記載のとおり、月末のリボルビング利用残高により算定されます。但し、弁済金確定後の利用分に関しては翌月以降の弁済金算定に反映されます。尚、リボルビング払いのご利用残高と手数料の合計額が弁済金未満の場合はその合計が弁済金となります。

2. カードショッピングの支払金は、毎月末日に締切り、翌月から会員が登録した振替口座の金融機関と当社があらかじめ定めた振替日（金融機関休業日の場合は翌営業日、又、ボーナス一括払いの場合はその支払月の振替日）にお支払いいただきます。尚、業務上の都合により、翌々月以降の振替日にお支払いいただくことがあります。
3. 日本国外でカードショッピングを利用した場合は、原則として1回払いとなります。

4. 分割手数料、及びリボルビング払い手数料は金融情勢等の変動により改定させていただくことがあります。尚、第30条の規定に係らず、当社から利率変更の通知をしたときは、通知したときにおけるリボルビング利用残高の全額に対しても改定後の利率が適用されることを会員は予め承諾するものとします。

第36条（遅延損害金）

1. 会員がカードショッピングの支払金を遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(1)2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、及びボーナス一括払いでの商品、役務、又は割賦販売法に定める指定権利に関する取引について、当該分割支払金に対し年14.60%を乗じた額と、分割支払金の残金全額に対し法定利率を乗じた額の何れか低い額
(2)1回払い若しくはリボルビング払いの取引、又は2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、及びボーナス一括払いであっても割賦販売法の適用のない取引については、当該支払金に対し年14.60%を乗じた額

2. 会員が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまでカードショッピングの支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(1)前項第1号の取引については、分割支払金の残金全額に対し法定利率を乗じた額(2)前項第2号の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し年14.60%を乗じた額

第37条（カードショッピングの支払金の繰上返済など）

1. カードショッピングの支払金を本規約に基づく債務の全部、又は一部の返済を本規約に定める約定返済期日の前に繰上げて支払うこと（以下「繰上返済」といいます。）について、会員は当社に対して事前に連絡の上、当社の承認を得て行うものとします。尚、当社の承認にあたり、当社が求めた場合には、会員は、書面の提出等当社所定の手続きをとるものとします。

2. 会員は、前項に定める事前の連絡の際に、繰上返済をする範囲、返済方法、及び支払日を指定するものとし、当社は、当該指定に従い当該支払日時点において支払うべき金額をお知らせします。会員が指定することができる繰上返済の範囲、及び返済方法は下表の通りです。

支払方法	返済範囲	返済方法
分割払い	全額のみ	
リボルビング 払い	全額	口座振込み、当社指定の窓口への持参
	一部	

3. 当社に対する支払いが次の各号の何れかに該当する場合には、会員への通知なくして、当社が当該支払いを当社所定の期日における返済とみなし、当社所定の順序、及び方法により、当社に対する何れかの債務（本規約以外の契約に基づく債務を含みます。）に充当し、又、余剰金がある場合は口座振込み、若しくは郵便為替による返金等をすることができるものとします。

(1)当社に対する事前の連絡、又は当社の承認なくして行われたとき。(2)当社に対する事前の連絡、及び当社の承認があった場合であっても次に該当するとき。
①事前の連絡の際に指定した支払日

- と異なる日に行われたとき。②事前の連絡の際に指定した返済方法と異なる方法により行われたとき。③事前の連絡の際に会員の指定に従い当社がお知らせした金額と異なる金額の支払いが行なわれたとき。
4. 前項各号の規定に係らず、会員は当社が提携する金融機関の現金自動預払機（ATM）を利用して、カードショッピングの支払金の全部、又は一部を繰上返済することができるものとします。尚、当社が提携する金融機関での返済については、当該金融機関の定める単位金額の返済に限定されます。
 5. 会員がカードショッピング約定支払額の支払いを履行し、且つ約定支払期間の中途で残高を一括してお支払いいただいたとき、会員は当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割手数料の内、当社所定の割合による金額の払い戻しを当社に請求できるものとします。

第38条（見本・カタログなどと提供内容の相違による売買契約の解除など）

会員、又はカード利用者は、見本・カタログ等により申込みをした場合において、引渡された商品、又は提供された商品・サービスが見本・カタログ等と相違していることが明らかな場合は、会員、又はカード利用者は加盟店に商品・権利の交換、若しくはサービスの内容変更を申し出るか、又は当該売買契約、若しくはサービス提供契約の解除をすることができます。但し、本条にいう権利とは割賦販売法に定める指定権利に限ります。尚、売買契約・サービス提供契約を解除した場合は、会員、又は取引担当者は速やかに当社に対し、その旨を通知するものとします。

第39条（支払停止の抗弁）

1. 会員は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品・権利・サービスについて、カードショッピングの支払金の支払いを停止することができます。但し、割賦販売法に定める指定権利以外の権利については、支払いを停止することは出来ません。
 - (1)商品の引き渡し、権利の移転、又はサービスの提供がなされないこと。(2)商品・権利・サービスが契約の内容に適合しないこと。(3)その他商品・権利の販売、又はサービスの提供について、加盟店に対して生じている事由があること。
2. 当社は、会員が前項の支払いの停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所要の手続をとるものとします。
3. 会員は、前項の申し出をするときは、予め上記の事由の解消の為、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
4. 会員は、第2項の申し出をしたときは、速やかに第1項の事由を記載した書面（資料がある場合には添付していただきます。）を当社に提出するよう努めるものとします。又、当社が第1項の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
5. 第1項の規定に係らず、次の各号の何れかの事由に該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。この場合、会員と加盟店との間の紛議は両者において解決するものとします。

- (1)売買契約、サービス提供契約が会員にとって商行為（但し、業務提供誘引販売個人契約などに該当する場合を除きます。）であるとき。（2）前号の他、割賦販売法第35条の3の60第1項各号に定める場合に該当するとき。（3）会員、又はカード利用者の指定した支払い方法が翌月1回払いのとき。（4）2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス一括払いの場合で1回のカード利用に係る支払い総額が4万円に満たないとき。（5）リボルビング払いの場合で1回のカード利用に係る現金販売価格が3万8千円に満たないとき。（6）当社の承諾なしに、売買契約、サービス提供契約の合意解約（但し、法律上認められるものを除きます。）、加盟店に対するカードショッピングの支払金の支払い、その他当社の債権を侵害する行為をしたとき。（7）第1項の事由が会員、又はカード利用者の責に帰すべきとき、その他会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。
- 会員は、当社がカードショッピングの支払金の残額から第1項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピングの支払いを継続していただきます。
 - 本条に定める支払停止の抗弁は、支払済の支払金の返還請求を認めるものではありません。

《カードショッピングのご案内（別表）》

◎分割払い

・支払回数、支払期間、実質年率等

支払回数	1回	2回	3回	5回	6回
支払期間(ヶ月)	1	2	3	5	6
実質年率(%)	0	0	18.00	18.00	18.00
現金価格100円あたりの分割手数料の額(円)	0	0	3.01	4.54	5.31

支払回数	10回	12回	15回	18回	20回
支払期間(ヶ月)	10	12	15	18	20
実質年率(%)	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00
現金価格100円あたりの分割手数料の額(円)	8.43	10.01	12.41	14.85	16.49

支払回数	24回	30回	36回
支払期間(ヶ月)	24	30	36
実質年率(%)	18.00	18.00	18.00
現金価格100円あたりの分割手数料の額(円)	19.82	24.92	30.15

ボーナス併用分割払いの実質年率は上記と異なる場合があります。

支払方法	利率	締切日・支払期間・支払回数
分割払い	実質年率 18.00%	毎月末日締切 (翌月から毎月約定日) ※口座振替登録の金融機関により 振替日が異なります。 (26・27・28日の何れか)

●分割払い返済例：100,000円の10回払いをご利用された場合

分割手数料	100,000円	×	(8.43円/100円)	=	8,430円
支払総額	100,000円	+	8,430円	=	108,430円
分割支払金	108,430 ÷ 10回			=	10,843円
初回支払金	11,230円				
2回目以降	10,800円を9回お支払い				で完済となります。

◎リボルビング払い

支払方法	利率	返済方法	締切日・支払期間・支払回数
リボルビング払い	実質年率 18.00%	元利定額返済方式	毎月末日締切 (翌月から毎月約定日) ※注
		利用時残高スライド元利定額返済方式	
		残高スライド元利定額返済方式	

※注：支払期間、支払回数は、利用残高、及び返済方式に応じ、ご返済元金と利息を完済するまでの支払期間、支払回数となります。尚、ご利用可能枠の範囲内で繰り越しご利用される場合には、利用残高が変動する為、支払期間、支払回数も変更となります。又、口座振替に登録の金融機関によって振替日が異なります。

(26・27・28日の何れか)

・(A)元利定額返済方式

1万円～10万円までのコースより選択となります。

・(B)利用時残高スライド元利定額返済方式

最終利用時の リボルビング 払い月末残高	10万円 以下	100,001円 ↓ 150,000円	150,001円 ↓ 200,000円	200,001円 ↓ 250,000円
弁済金	3,000円	4,500円	6,000円	7,500円

最終利用時の リボルビング 払い月末残高	250,001円 ↓ 300,000円	以降残高が 50,000円 増える毎に
弁済金	9,000円	1,500円加算

・(C)残高スライド元利定額返済方式

リボルビング 払い月末残高	10万円 以下	100,001円 ↓ 200,000円	200,001円 ↓ 300,000円	300,001円 ↓ 400,000円
弁済金	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円

リボルビング 払い月末残高	400,001円 ↓ 500,000円	以降残高が 100,000円 増える毎に
弁済金	25,000円	5,000円加算

●リボルビング払い返済例：4月1日 5万円のご利用をされた場合

元利定額返済方式で『1万円コース』の場合	
第1回目のお支払い(5月26日)	
弁済金	10,000円
内手数料	0円
元金	10,000円
元金残高	40,000円
第2回目のお支払い(6月26日)	
弁済金	10,000円
内手数料	611円 = (40,000円 × 18.0% × 31日 ÷ 365日)
元金	9,389円
元金残高	30,611円
以下弁済金は、	
7月26日	10,000円 (内手数料452円)
8月26日	10,000円 (同322円)
9月26日	10,000円 (同174円)
10月26日	1,582円 (同23円) で完済となります。
利用時残高スライド元利定額返済方式	
第1回目のお支払い(5月26日)	
弁済金	3,000円
内手数料	0円
元金	3,000円
元金残高	47,000円
第2回目のお支払い(6月26日)	
弁済金	3,000円
内手数料	718円 = (47,000円 × 18.0% × 31日 ÷ 365日)
元金	2,282円
元金残高	44,718円
以下弁済金は、	
7月26日	3,000円 (内手数料661円)
8月26日	3,000円 (同647円)
9月26日	3,000円 (同611円)
10月26日	3,000円 (同556円)
11月26日	3,000円 (同538円)
12月26日	3,000円 (同484円)
1月26日	3,000円 (同460円)
2月26日	3,000円 (同421円)
3月26日	3,000円 (同357円)
4月26日	3,000円 (同342円)
5月26日	3,000円 (同292円)
6月26日	3,000円 (同260円)
7月26日	3,000円 (同211円)
8月26日	3,000円 (同176円)
9月26日	3,000円 (同133円)
10月26日	3,000円 (同86円)
11月26日	1,649円 (同45円) で完済となります。

残高スライド元利定額返済方式

第1回目のお支払い(5月26日)

弁済金 5,000円

内手数料 0円

元金 5,000円

元金残高 45,000円

第2回目のお支払い(6月26日)

弁済金 5,000円

内手数料 687円 = (45,000円 × 18.0% × 31日 ÷ 365日)

元金 4,313円

元金残高 40,687円

以下弁済金は、

5月26日 5,000円 (内手数料601円)

6月26日 5,000円 (同554円)

7月26日 5,000円 (同486円)

8月26日 5,000円 (同404円)

9月26日 5,000円 (同347円)

10月26日 5,000円 (同267円)

11月26日 5,000円 (同203円)

12月26日 5,000円 (同130円)

1月26日 3,058円 (同52円) で完済となります。

MCポイントプレゼント利用規定

第1条 (本規定)

本規定は、MCカード会員規約に付帯して、当社が会員（「会員」とは、本カードを当社より貸与された個人カードの本人会員、及び家族会員、並びに法人カードの法人会員、及びカード利用者をいいます。）のカード利用に応じて本人会員等（「本人会員等」とは、本カードを当社より貸与された個人カードの本人会員、及び法人カードの法人会員をいいます。）に対して付与するポイントシステム「MCポイントプレゼント」の内容、及び会員が本サービスを受ける為の条件等について定めたものです。

第2条 (ポイントの付与)

会員のカードショッピングご利用金額（割引優待加盟店での利用の場合は、ご利用金額より割引金額を除いた金額）（以下「対象金額」といいます。）合計500円（500円未満切り捨て）につき1ポイントを本人会員等に付与します。これを基本ポイントといいます。ポイント付与の対象は、対象金額のみとし、キャッシング利用金額、カード年会費、分割払手数料等はポイント付与の対象外とします。

1. ポイントは、新規の対象金額を合計し、カードご利用代金明細書（以下「請求書」といいます。）に表示して、本人会員等に付与します。
2. ポイントは、カードごとに付与します。
3. 個人カードの家族会員の対象金額については、本人会員の対象金額と合算し本人会員にポイントを付与します。
4. 法人カードについては、使用者全ての対象金額を合算し法人会員にポイントを付与します。
5. 本人会員等が対象金額を取消した場合や増減が生じた場合には、これに応じてポイントも増減するものとします。
6. 利用加盟店からの売上票（売上データ）到着時期による対象金額

の請求月のずれにより、ポイント付与月にずれが生じる場合や本規定に定める優遇制度の対象外になる場合があります。

第3条（有効期限）

ポイントの有効期限は、付与した月から3年間（36ヶ月）とし、有効期限が終了したポイントから1ヶ月単位で順次失効します。但し、キャンペーン等で付与したポイントはこの限りではありません。

第4条（ポイントの通知・確認）

ポイントの内容は、請求書で通知します。又、当社への電話、当社ホームページ（所定の方法が必要です。）、当社窓口にてポイントの確認を行うことができます。

第5条（ポイント内容）

ポイントの内容は、下記のとおりとし、請求書に表示します。

- (イ) 今回獲得～当月付与したポイント（基本ポイント）
- (ロ) ボーナス～当月特別に付与するボーナスポイント
- (ハ) 調整～対象金額の取消や変更等により加算・減算するポイント
- (ニ) 商品交換～前月商品に交換したポイント（マイナス表示）
- (ホ) 交換可能～当月商品交換に有効なポイント
- (ヘ) 期限切れになる日・期限切れポイント

～次回ポイントの有効期限が終了する日と期限が切れるポイント（ポイント数は（ホ）に含まれます。）

第6条（ポイント交換）

会員は、商品交換に有効なポイントを当社が提供する商品と交換することができます。会員はポイント交換を希望する場合、当社所定の方法により当社宛に申し込むものとします。

1. 本人会員等が自己の名義で複数のカードを保有する場合、カードごとの交換可能ポイントを合算したポイント数が本人会員等の交換可能ポイントとなります。
2. 同一名義の個人カードと法人カードの交換可能ポイントは、合算して交換できないものとします。
3. 商品と交換したポイントは、有効期限が先に到来するポイントから減算します。
4. 会員からの申込みにより当社が交換を受け付けた後のポイントは、受付の解除、変更、ポイントの返還等はできないものとします。

第7条（交換申込み方法）

会員によるポイント交換の申込みは、当社への電話、当社ホームページ（所定の方法が必要です。）、又は請求書裏面の応募用紙による郵送、当社窓口への持参で申込みできるものとします。

第8条（交換レート）

1ポイントを2円として換算します。

第9条（交換により提供する商品）

ポイント交換により提供する商品は、日本赤十字社宮崎県支部への寄付、ポイントde入金、商品券引換券、JCBギフトカード、図書カード、クオカードの6種類とします。日本赤十字社宮崎県支部への寄付は、交換可能ポイント250ポイントを一口500円とし、当社より日本赤十字社宮崎県支部へ寄付するものとします。その際、領収証の発行はいたしません。ポイントde入金は、交換可能ポイント250ポイントを一口500円とし、カードショッピングの請求金額のみに引き当てできるものとします。交換の受付は毎月9日までとし、同月11日に引き当てを

行います。商品券引換券は、商品券1枚引換券（500円分）、商品券4枚引換券（2,000円分）の2種類とし、JCBギフトカード、図書カード、クオカードは、それぞれ1,000円券とします。商品券引換券は、宮崎山形屋、日南山形屋にて、山形屋の商品券と引き換えすることができます。

第10条（商品の提供方法）

商品の提供は、郵送、又は、当社窓口で行ないます。商品の送付先は当社へ登録のある自宅、又は勤務先とし、発送日、時間等の指定はできません。商品が1万円分未満の場合は普通郵便等で送付し、1万円分以上の場合は簡易書留等で送付します。但し、商品がポイントde入金の場合は発送いたしません。日本赤十字社宮崎県支部への寄付は毎月月末に当社にて集計し、翌月末日までに寄付を実施するものとします。ポイントde入金の場合は、引き当てを行う月の11日に実施し、同月の請求書に表示するものとします。引き当ての際はカードショッピングご請求金額内より交換が可能なポイントのみを交換し、交換不可能なポイントに関しては、原則同月11日中に会員へ返還するものとします。

第11条（優遇制度・ステージアップ）

当年度（4月から翌年3月）の対象金額を集計し、集計した合計金額に応じて翌年度（4月から翌年3月）の基本ポイントに対する加算率を決定し、ボーナスポイントとして付与します。

年間対象売上合計と加算率

10万円未満	0%
10万円以上～30万円未満	5%
30万円以上～50万円未満	10%
50万円以上～100万円未満	15%
100万円以上	20%

1. 加算率は、当月の基本ポイントに乘じられ、小数点以下は切り捨てとします。
2. 優遇制度の対象は、基本ポイントのみとしキャンペーンのポイントや特定のポイント（ボーナスポイント）は対象外とします。
3. 優遇制度で付与したポイントは、請求書のボーナス欄に表示します。
4. 入会初年度は、対象金額の集計期間が1年未満となります。
5. 優遇制度は、カードごとに適用します。
6. 利用加盟店からの売上票（売上データ）到着時期により、利用した年度中の対象金額に集計されない場合があります。

第12条（旧ポイントの移行）

平成20年3月までの請求書に印字して発行したポイント（旧ポイント）は、会員が当社窓口に持参するか、又は郵送により新ポイントに移行できます。但し、移行したポイントは移行した月から3年間の有効期限がつきます。

第13条（ポイントの譲渡禁止）

本人会員等は、付与されたポイントにかかる権利を第三者に譲渡等できないものとします。

第14条（権利の喪失）

会員が次の各号の何れかに該当する場合、当社は本人会員等に付与したポイント、及びポイント交換の権利を喪失させができるものとします。

1. 本カードの退会、会員資格取消等、本カードの会員資格を喪失した場合
2. 当社に対する債務の履行を怠った場合
3. 本規定、又は会員規約に違反した場合

第15条（ポイントサービスの終了、中止、変更等）

当社は、いつでも本サービスを終了、中止、変更できるものとし、本人会員はあらかじめこの旨を承認するものとします。この場合、当社は終了、中止、変更する旨を当社ホームページ上にて告知するか、又は本人会員に通知するものとし、本サービスは、当該告知、又は通知する期日をもって終了、中止、変更されるものとします。又、本サービスの終了、中止、変更により会員に生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項

第1条（個人情報の収集・保有・利用）

法人会員入会申込者、法人会員、及び連帯保証人、連帯保証人予定者、並びにカード利用者、カード利用者として申し込まれた方（以下総称して「会員等」といいます。）は、本規約に基づくカード取引契約（以下「本契約」といいます。又、契約の申込みを含みます。以下同じ。）を含む当社との取引の与信判断、及び与信後の管理の為、以下の会員情報を当社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意するものとします。

1. 所定の申込書に会員等が記載した、又は入会後に会員等が届出した法人名、氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、Eメールアドレス、勤務先（お勤め先内容）、家族構成、住居状況、運転免許証などに関する事項（これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。）
2. 入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠等、本契約内容に関する事項
3. 本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況、お電話等でのお問合せにより当社が知り得た情報
4. 本契約に関する会員等の支払能力を調査する為、又は支払途上における支払能力を調査する為、会員等が申告した会員等の資産、負債、収入、並びに本契約以外の当社との契約により取得したカード、ローン、又はショッピングクレジット等の利用・支払履歴
5. 会員等、又は公的機関から、適法、且つ適正な方法により収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（写しを取得することを含みます。）
6. 犯罪収益移転防止法に基づく本人確認書類の記載事項（写しを取得することを含みます。）、又は会員等が当社に提出した収入証明書類等の記載事項（写しを取得することを含みます。）
7. 映像、音声情報（個人の肖像、音声を電磁的、又は光学的媒体等に記録した事項）
8. 官報、電話帳、住宅地図等に掲載された情報等、公開されている情報

第2条（与信目的以外による個人情報の利用）

1. 会員等は、カード発行、会員管理、及びカード付帯サービス（会員向け各種保証制度、各種ポイントサービス等）を含む全てのカ

- ード機能の履行の為、前条第1項、第2項、第3項の個人情報を当社が保護措置を講じた上で利用することに同意します。
2. 会員等は、当社が下記の目的の為に前条第1項、第2項、第3項の個人情報を当社が保護措置を講じた上で取得、保有、利用することに同意します。
- (1)当社の事業における市場調査・商品開発
- (2)当社の事業における宣伝物・印刷物の送付、及び電話等による営業案内
- (3)当社が加盟店等から受託して行う宣伝物・印刷物の送付、及び電話等による営業案内
- ※当社の事業とは、クレジット事業（クレジットカード事業を含みます。）、融資事業、保証事業、損害保険代理店業務等です。当社の具体的な事業については当社ホームページ（<https://www.miyazaki-shinpan.co.jp>）でお知らせしております。
- 第3条（個人信用情報機関への登録・利用）**
1. 連帯保証人、及び連帯保証人予定者（以下総称して「連帯保証人等」といいます。）の本規約を含む当社との与信取引に係る支払能力の調査、契約途上における支払能力の調査、及び与信判断、並びに与信後の管理の為に、当社が加盟する割賦販売法上、並びに貸金業法上の指定信用情報機関（個人の支払能力、返済能力に関する情報の収集、及び当該機関の加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者であり、以下「指定信用情報機関」といいます。）、及び当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」といいます。）に照会し、連帯保証人等、及びその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の個人情報（官報等において公開されている情報、登録された情報に関し、本人から苦情を受けて調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等に係る本人から申告された情報、電話帳記載の情報等、指定信用情報機関、及び提携信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録する情報を含みます。）を利用することに同意します。
2. 連帯保証人等の本規約に基づく個人情報、客観的な取引事実が当社が加盟する指定信用情報機関、及び提携信用情報機関に個人情報の取扱いに関する同意条項末尾に記載している期間登録され、指定信用情報機関、及び提携信用情報機関の加盟会員により連帯保証人等の支払能力、返済能力に関する調査の目的に限り利用されることに同意するものとします。
3. 当社は、連帯保証人等に係る本契約に関して取得した本人確認資料等（運転免許証、健康保険証等）に記載された、本籍地を除く本人識別情報、（以下「本人確認情報」といいます。）を指定信用情報機関に提供します。指定信用情報機関は、当該本人確認情報を提携信用情報機関に提供します。指定信用情報機関、及び提携信用情報機関は、当該本人確認情報を登録されている個人情報に係る本人の同一性確認の目的に利用します。
4. 連帯保証人等は、指定信用情報機関、及び当該機関の加盟会員が指定信用情報機関に登録されている個人情報について、正確性、及び最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリングなど指定信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保の為に必要な範囲において個人情報を相互に提供

し、利用することに同意します。

5. 指定信用情報機関、及び提携信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号、及びホームページアドレス、加盟企業の概要は個人情報の取扱いに関する同意条項末尾に記載しております。又、当社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知するものとします。
6. 前項の指定信用情報機関に登録される情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約の種類、契約日、契約額、支払回数、利用残高、支払状況などその他個人情報の取扱いに関する同意条項末尾の表に定める、指定信用情報機関指定の情報となります。

第4条（個人情報の共同利用、及び委託）

1. 個人情報の共同利用について

- (1)会員等は、当社が下記の場合に保護措置を講じた上で第1条第1項、第2項、第3項の個人情報を提供し、当社の子会社（以下「共同利用会社」といいます。）が利用することに同意するものとします。

○当社の個人情報の提供に関する契約を締結した共同利用会社名・利用目的・連絡先

共同利用会社名	利用目的	連絡先
エムシー ツーリスト 株式会社	旅行関連事業における宣伝物、印刷物の送付などの営業案内、市場調査、商品開発等のサービス提供に利用する為	〒 880-0805 宮崎市橋通東 4-9-23 TEL0985-24-6089 https://www.mc-tourist.co.jp/ 代表取締役 関本 泰三

(2)提供・利用期間は、原則として本契約終了後5年間とします。

(3)本契約期間中に第1号の提供・利用先が新たに追加された場合には通知、又は当社ホームページにて公表するものとします。尚、共同利用に責任を有する者は当社とします。

2. 個人情報の委託について、当社は本契約に基づく当社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に委託するものとします。

第5条（個人情報の公的機関への提供）

会員等は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合、及びそれに準ずる公共の利益の為、必要がある場合は公的機関などに個人情報を提供することに同意するものとします。この場合、会員等に生じた不利益について当社は責を負わないものとします。

第6条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員等は、当社、及び個人情報の取扱いに関する同意条項末尾で記載する個人信用情報機関、並びに第4条で記載する当社と個人情報の提供に関する契約を締結した共同利用会社に対して、自己に関する個人情報を開示するように請求することができます。

(1)当社に開示を求める場合には、第9条記載の窓口に連絡してください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。

(2)個人信用情報機関に開示を求める場合には、個人情報の取扱いに関する同意条項末尾に記載されている個人信用情報機関に連絡してください。

(3)当社の共同利用会社に対して開示を求める場合には、第4条記

載の当社の共同利用会社に連絡してください。

2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は速やかに訂正、又は削除に応じるものとします。

第7条（本規約の不同意の場合）

当社は、会員等が本契約に必要な記載事項の記載を希望しない場合、及び本同意条項の内容の全部、又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。但し、第2条、及び第4条第1項に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはできません。尚、第2条、及び第4条第1項に同意しない場合でも、請求書等業務上必要な書類（電磁気的記録の送信を含みます。）は、当社から会員等に対して送付されることに同意するものとします。又、当該利用中止の申出により当社、及び当社の加盟店等の商品・サービス等の提供、並びに営業案内を受けられなくなる場合があることを会員等は、予め承諾するものとします。

第8条（利用・提供中止の申出）

第2条、及び第4条第1項による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、共同利用会社、及び提携先への提供を中止する措置をとります。尚、前条の尚書きの定めは本条でも同様とします。

第9条（個人情報の取扱いに関するお問合せ等の窓口）

個人情報の開示・訂正・削除の会員等の個人情報に関するお問合せや、利用・提供中止等の申出に関しましては、下記までお願いします。

株式会社 宮崎信販 【事務統括部】 お客様相談窓口

〒880-0812 宮崎市高千穂通1丁目3番30号 TEL 0985-28-5309

第10条（本契約不成立時、及び退会後の個人情報の利用）

1. 本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第1条、及び第3条第2項及び個人情報の取扱いに関する同意条項末尾に記載する表①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2. カード会員規約に定める脱会の申出、又は会員資格の喪失後も第1条第1項、第2項、及び開示請求等に必要な範囲で、法令等、又は当社が定める所定の期間個人情報を保有し利用します。

第11条（条項の変更）

個人情報の取扱いに関する同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

【当社が加盟する指定信用情報機関の名称・所在地・問い合わせ電話番号・ホームページアドレス、加盟企業の概要、及び登録される情報とその期間】

名称：株式会社シー・アイ・シー（当社が割賦販売法、及び貸金業法に基づき加入している指定信用情報機関）所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL：0570-666-414（ナビダイヤル） HPアドレス：<https://www.cic.co.jp>

※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。

登録情報：氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定する為の情報等。契約の種類、契約日、契約額、貸付額、利用可能枠、商品名、及びその

数量・回数・期間、支払回数等契約内容に関する情報等。利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報等。

【表①】

登録情報	登録期間
①本契約にかかる申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間
②本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中、及び契約終了後5年以内
③債務の支払を延滞した事実	契約期間中、及び契約終了後5年間

【当社が加盟する指定信用情報機関と提携する個人信用情報機関の名称・所在地・問い合わせ電話番号・ホームページアドレス、加盟企業の概要】

名称：株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）所在地：〒110-0014 東京都台東区北上野1丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 TEL：0570-055-955（ナビダイヤル） HPアドレス：<https://www.jicc.co.jp/>

※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。

名称：一般社団法人 全国銀行協会 全国銀行個人信用情報センター
所在地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL：03-3214-5020 HPアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic>

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。

《相談窓口》

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談は、カードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 本規約についてのお問い合わせ、ご相談、及び支払停止の抗弁に関する書面については、下記株式会社宮崎信販におたずねください。

株式会社 宮崎信販

〒880-0812 本社／宮崎市高千穂通1丁目3番30号

TEL／0985-28-2511（代表）

ホームページアドレス／<https://www.miyazaki-shinpan.co.jp>

登録番号／九州経済産業局長 九州（包）第20号 九州（ク）第1号

宮崎県知事（14）第00347号

日本貸金業協会会員/第000672号

